

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第31号）

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）の施行により、法人の県民税の均等割について法人でない社団等で収益事業を行わないものが非課税とされたこと、住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の減額の特例措置が延長されたこと、自動車税について環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する特例措置が重点化された上で延長されたこと、地方法人特別税の創設に伴い法人事業税の税率の特例を定めること等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成20年10月1日から施行することとした。

◇香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例及び香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第32号）

- 1 農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令（昭和63年自治省令第26号）及び中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号）の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県恩給条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第33号）

- 1 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年10月1日から施行することとした。

◇香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第34号）

- 1 平成20年度診療報酬の改定により、診療報酬の算定方法に関する厚生労働省告示が制定廃止されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第35号）

- 1 薬事法施行細則（昭和39年香川県規則第70号）の一部改正により医薬品登録販売者試験の合格通知書の再交付制度が設けられたこと及び薬事法（昭和35年法律第145号）の一部改正により動物用医薬品についても一般用医薬品と同様の登録販売者制度が設けられたことに伴い、手数料の額を設定するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第36号）

- 1 薬事法（昭和35年法律第145号）の一部改正により、一般用医薬品の販売を担う新たな専門家として登録販売者制度が設けられたことに伴い、新たに知事の権限に属すこととなった販売従事登録に係る事務について高松市の経由事務に加えるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県都市公園条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第37号）

- 1 栗林公園の入園者の利便性を高めるためその利用について新たに回数券を設けることに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成20年8月1日から施行することとした。

◇香川県立学校条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第38号）

- 1 平成18年度から定員割れが続いている香川県立高瀬のぞみが丘中学校について、三豊・観音寺地区における小学校卒業者数の減少傾向もあり、今後も志願者数の回復が見込めないことから、同校を廃止するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成23年4月1日から施行することとした。

◇香川県監査委員条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第39号）

- 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の制定に伴い、健全化判断比率等を監査委員の審査に付すこととなったため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。